

甲斐市宅配ボックス購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、物流業界の働き方改革に対応した消費者の行動変容を促進し、再配達の削減を図るため、宅配ボックスを設置する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、甲斐市補助金等交付規則（平成 16 年甲斐市規則第 48 号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、宅配ボックスとは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の受取を目的とした仕様の製品であること。
- (2) 鍵、ダイヤル錠等により盗難防止機能を有していること。
- (3) 購入したものであること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市の住民基本台帳に記録され市内の戸建住宅若しくは集合住宅に居住する者又は市の家屋課税台帳に記録されている若しくは固定資産税が未課税の住宅については、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 7 条第 5 項に規定する検査済証を交付された集合住宅の所有者若しくは管理者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 居住する戸建住宅又は集合住宅の専有地内に宅配ボックスを設置する者。この場合において、宅配ボックスを設置する住宅が自ら所有するものでないときは、所有者又は管理者の了承を得ていなければならない。
- (2) 自らが属する世帯全員が市税を滞納していない者
- (3) 購入した宅配ボックスに対して他の補助金の交付を受けていない者
- (4) 甲斐市暴力団排除条例(平成 27 年甲斐市条例第 23 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団員等でない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、宅配ボックスの購入費（消費税、地方消費税相当額を除く。）とする。ただし、宅配ボックス設置に係る工事費、運搬費、附属品購入費等は除く。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 戸建住宅又は集合住宅に居住する者で、個人使用を目的とした宅配ボックスの設置 補助対象経費の 2 分の 1 に相当する額（その額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は 10,000 円のいずれか低い額とする。

(2) 集合住宅の所有者又は管理者のうち、共同使用を目的とした宅配ボックスの設置 補助対象経費の 2 分の 1 に相当する額（その額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は集合住宅の総戸数若しくは購入した宅配ボックスの扉数のいずれか少ない数に 10,000 円を乗じた額のいずれか低い額とする。

2 補助金の交付は、補助対象者の属する世帯につき 1 基限り又は所有若しくは管理する集合住宅 1 棟につき 1 回限りとする。

（補助金の交付申請）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、甲斐市宅配ボックス購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費に係る領収書（購入者名、購入店、購入日、購入金額及び購入品名が確認できるもの）の写し

(2) 宅配ボックス設置後の状況が確認できる写真

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者は、宅配ボックスを購入した日から起算して 90 日を経過した日又は購入した日の属する年度の 2 月末日のいずれか早い日までに前項に規定する申請書を、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定等）

第 7 条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、甲斐市宅配ボックス購入費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者が指定する口座への振込みにより、補助金を交付するものとする。

（財産の処分の制限）

第 8 条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を受けた日から起算して山梨県再配達削減推進事業費補助金交付要綱（令和 6 年 8 月 22 日付県生安第 1425 号山梨県知事通知）第 10 条の規定による期間を経過するまでは、市長の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供させてはならない。

2 交付決定者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第 10 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助対象者の要件に該当しないことが判明したとき。

(2) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

(報告等)

第10条 市長は、第8条の規定による財産処分が制限の期間において必要があると認めるときは、交付決定者に対して、報告を求め、又は調査を行うことができる。

2 交付決定者は、前項の規定による報告又は調査を求められたときは、これに応じなければならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公布の日から施行し、令和6年7月10日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付決定された補助金については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

甲斐市長 様

申請者 住所
氏名

甲斐市宅配ボックス購入費補助金交付申請書兼請求書

甲斐市宅配ボックス購入費補助金の交付を受けたいので、甲斐市宅配ボックス購入費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて申請及び請求します。

1 申請者及び交付申請額等

フリガナ	
氏名	
生 年 月 日	年 月 日
電 話 番 号	
メー ル ア ド レ ス	
世帯主氏名 該当するチェック欄 (□) にレを 記入してください。	☐ 申請者と同じ ☐ 世帯主氏名 ()
申請者区分 該当するチェック欄 (□) にレを 記入してください。	☐ 戸建住宅又は集合住宅に居住する者 ☐ 集合住宅の所有者又は管理者等
※賃貸借の場合の確認事項 全て確認した上でチェック欄 (□) にレを記入してください。	☐ 賃貸借のルール上、宅配ボックス等の設置が可能である。 ☐ 所有者、管理者等から設置許可を得ている。
補 助 金 申 請 額 の 算 出 式	
購 入 費 用 ① _____ 円 (税抜) ①の額×1/2= ② _____ 円 (100円未満切捨)	
■戸建住宅又は集合住宅に住む者による個人使用を目的とした宅配ボックスの設置 ②の額が $\left\{ \begin{array}{l} 10,000\text{円以上の場合は、}10,000\text{円} \\ 10,000\text{円未満の場合は、}②\text{の額} \end{array} \right.$	
■集合住宅の所有者又は管理者等による共同使用を目的とした宅配ボックスの設置 集合住宅の総戸数 ③ _____ 戸 宅配ボックスの扉数 ④ _____ 個 ③と④の少ない数 ⑤ _____ ⑤×10,000円=⑥ _____ 円 ②の額が $\left\{ \begin{array}{l} ⑥\text{の金額以上の場合は、}⑥\text{の額} \\ ⑥\text{の金額未満の場合は、}②\text{の額} \end{array} \right.$ (裏面に続く)	

※ ①の購入費用は、宅配ボックス設置に係る工事費、運搬費、附属品購入費等は除く。

様式第 2 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

甲斐市長



甲斐市宅配ボックス購入費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった甲斐市宅配ボックス購入費補助金について、次のとおり決定したので、甲斐市宅配ボックス購入費補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により通知します。

☐ 交付

交付決定額

円

☐ 不交付

不交付の理由

（注意事項）

補助金の交付を受けた日から起算して山梨県再配達削減推進事業費補助金交付要綱第 10 条の規定による期間を経過するまでは、市長の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

甲斐市長 様

申請者 住所
氏名

財産処分承認申請書

甲斐市宅配ボックス購入費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、同補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、申請します。

1 処分しようとする財産の明細

2 処分の内容

3 処分しようとする理由

4 その他必要な書類